



串間市景観計画（概要版）

1. 計画の目的等

『景観』とは、まち並みや佇まいなど人々が眺めることができる「対象」を表す『景』と、「対象」を眺める人々の感覚を表す『観』が組み合わされた言葉です。

『景観』は、「目に映るまちの姿だけでなく、見る人が感じ取る印象も含めた幅広いもの」と言え、改めて見直すことで、地域の文化や歴史を再発見できるものです。けれども、日頃見慣れているだけに、それほど重要視されなかった側面があります。

串間市の豊かな自然や歴史的な佇まい、良好なまちなみ景観の保全はもとより、特に良好な景観の形成には、住民一人ひとりが、身の回りの景観づくりを意識して、持続的に取り組んでいくことが必要です。

『景観計画』は、景観法などを基に串間市の地域特性にあった景観づくりを進めるために策定するものです。「住んで良かった、訪ねて良かった」という思いを強く感じさせるとともに、市の魅力を向上させることによって、観光や交流が促進されることが期待でき、さらには、景観づくりの取り組みを通じて、コミュニティの形成や住民活動の活性化などにもつながっていきます。

串間市景観計画は、景観法第8条の「良好な景観の形成に関する計画」として定め、雄大な自然と歴史、文化が織り成す串間らしい景観を”まちり””育み””つくり”、次世代に誇れる景観を引き継ぐために、目標や方針を達成するための取り組みや景観形成基準等を定めたマスタープランです。

まず、景観づくりの土台となる、良好な景観形成の必要性への理解や、望ましい景観形成のイメージ共有を主な目的として、市全域を対象とした景観の「地」づくりのための緩やかな基準等を含む景観計画を作成します。



2. 景観形成の課題

～自然を守る視点から～

- 素晴らしい環境の中に暮らすことを誇りに思い、この自然を大切に守り、将来へ引き継いでいく仕組みを明確に示す必要があります。
- 串間の自然景観を楽しめる眺望空間を確保し、多くの人が自然の素晴らしさに触れる機会をつくることが必要です。
- 美しい山並みのスカイラインを遮る構造物や山肌を削る開発への対策を講じることが望されます。

～文化的景観を育む視点から～

- 古くから生活の知恵として受け継がれてきた地域固有の由緒ある景観の保全策を講じることが望されます。
- 日々の生活に根ざした景色として市民の満足度が高い集落と一体となった山々や棚田が織り成す美しい四季の景観を、維持・継続していく仕組みづくりが求められています。

～都市景観をつくる視点から～

- 貴重な文化資源に対する市民の関心をもっと高めるとともに、自然と歴史・文化が調和した一体感あるまち並みの景観づくりが必要です。
- 歴史観漂う風格と、活気や賑わいをもたらすような景観の創出が求められます。
- 串間の美しい風景と調和した潤いのある沿道景観づくりの方針や基準が必要です。

～「市民と共に」の視点から～

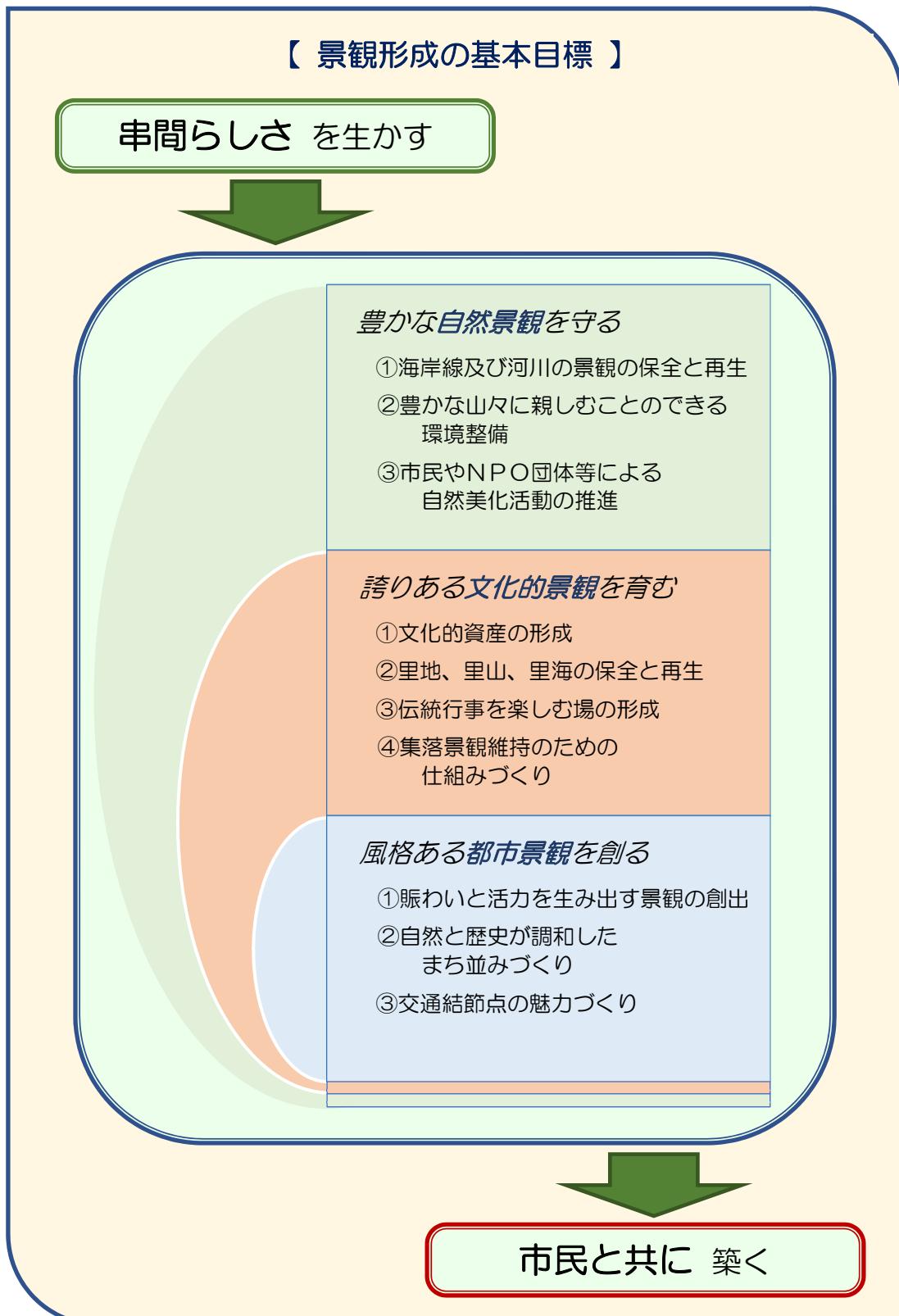
- 目に映る風景に留まらず、海風がもたらす潮の香り、さざ波の音など、五感に響き、心を豊かにする景観づくりを市民と共に、実践する取り組みが必要です。
- 沿道景観や集落景観などは、市民の理解と主体的かつ自発的な協力が不可欠です。
景観・風景は、市民共有の資産であるとの視点で、景観形成に関する地域住民の意識の高揚を図り、地域住民と事業者、市が一緒に取り組んでいく必要があります。
- 景観は、連なる一体的な空間全体で形成されるものであり、広域的な視点に立った景観施策を連携しながら創っていくことも必要です。



扇山から大隅半島（都井地区都井岬）

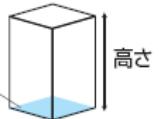
3. 景観計画区域及び景観形成の方針

本市では、市域に広がる美しい風景や景観資源を将来に引き継いでいくため、景観計画区域を串間市全域とし、市全域での景観の形成に取り組みます。

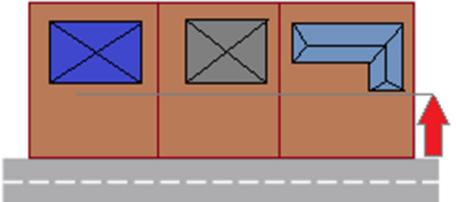
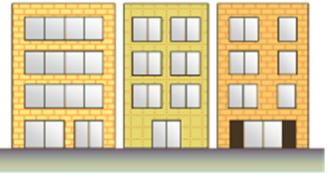
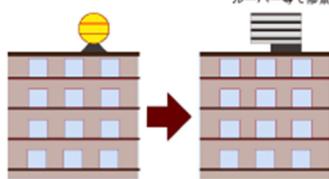


4. 良好的な景観形成のための基準

● 景観計画区域（串間市全域）における届出対象行為の規模

建築物の新築・増築、改築 若しくは移転、外観を変更す ることとなる修繕若しくは 模様替又は色彩の変更	最高部までの高さが 12m以上のもの または 延床面積の合計が 1,000 m ² 以上のもの	
工作物の新築・増築、改築 若しくは移転、外観を変更す ることとなる修繕若しくは 模様替又は色彩の変更	最高部までの高さが下記の数値以上のもの <ul style="list-style-type: none"> ● 煙突・排気塔 6m ● 送電用鉄塔、電波塔など 15m ● 装飾塔、記念塔など 4m ● 高架水槽、冷却塔、石油タンクなど 8m ● 擁壁 5m 	
開発行為 (土地の区画形質の変更)	開発等の面積が 3,000 m ² 以上のもの	
土地の開墾、土石の採取、 鉱物の掘採 その他の土地の形質の変更	開墾や採取面積が 3,000 m ² 以上のもの または その行為で生じる法面の高さが 5m以上のもの	

・景観への影響が強い大規模な建築物・工作物を届出対象として、景観形成基準を設けて誘導します。

位 置		
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路などの公共用地との境界から後退させて ゆとりある空間にしましょう 	
色 彩・緑 化		
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺の景観と調和する色彩としましょう ■ できるだけ緑化を図りましょう 	
意 匠	材 料	
	 <ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺の景観との調和に配慮 して、まちまりのある外観 としましょう ■ 外壁・屋上の設備は露出しな いように工夫しましょう 	 <ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺の景観と調和するよう な材料を使いましょう

● 景観計画区域における景観形成のための基準

行 為	事 項	景観形成のための基準
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位 置 外 観 意 匠	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共用地に接する敷地境界線から出来るだけ後退した位置とすること。
		<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。 附帯する広告物は、表示面積を極力小さく、設置数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮すること。
		<ul style="list-style-type: none"> 色彩は、周辺の景観との調和に配慮すること。
	材 料	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和するような材料を使用すること。
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内はできるだけ緑化に努めること。
		<ul style="list-style-type: none"> 既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位 置 外 観 意 匠	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共用地に接する敷地境界線から出来るだけ後退した位置とすること。
		<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。
		<ul style="list-style-type: none"> 色彩は、周辺の景観との調和に配慮すること。
	材 料	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和するような材料を使用すること。
	緑 化	<ul style="list-style-type: none"> 柵及び塀の周囲については、出来るだけ緑化に配慮すること。
		<ul style="list-style-type: none"> 区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに緑化に努めること。
開発行為 ※ (土地の区画形質の変更)	土地の形状 及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努めること。
	法面又は擁壁の外観及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮する方法については、周辺の景観との調和に配慮し緑化に努めること。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	遮へい及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。
	法面又は擁壁の外観及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> 採掘後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し緑化に努めること。

※都市計画法第4条12項に規定するもの



◆ 景観形成の特性及び基本方針

集落、田園、自然景観地域を貫く、国道220号、国道448号及び県道36号の沿線は極めて重要な視点場が多く、地域住民や観光客にとっても、串間の顔となる地域が点在します。よって、この沿線を景観に配慮する区域として景観形成に取り組みます。

- ・建築物等の建造にあたっては、周囲の自然景観との調和に配慮した意匠・形態とし、海岸線や緑地の保全・創造を図り、自然豊かでゆとりある施設づくりに努めます。
- ・区画形質の変更にあたっては、既存の地形形状を活かした造成を行うとともに、やむを得ず構築する法面、擁壁等については、十分な緑化に努め、自然と調和した景観づくりを図ります。
- ・集落地については、伝統的な建築様式、材料等に十分配慮して、地域の統一感を大事にした景観形成に努めます。
- ・沿道サービス施設等については、周囲の集落との基調に配慮した意匠、形態とし、看板等も建物と一緒に感のあるものとし、地域になじんだ景観形成に努めます。
- ・広告、看板等については、海への眺望に配慮し、できるだけ山側に設置し、意匠、形態についても十分配慮し、周囲の景観になじんだものとなるよう努めます。
- ・海岸構造物については、主要道路や海上からの眺望に配慮し、自然石等の活用や位置、形態を考慮し、周囲となじむような景観形成に努めます。
- ・道路沿いについては、草花等による緑化に努め、潤いのある沿道景観の形成を進めます。
- ・海と調和し、かつ海浜部としての明るさを醸し出すよう、明るく穏やかな色彩を用います。
- ・港とともにある伝統的集落を保全し、海と一体となった生活文化を感じさせる景観形成に努めます。
- ・店舗、事務所は開放性を高め、明るく賑わいのあるまち並みの形成に努めます。
- ・大規模な建物は、建物のボリューム感を軽減するようデザイン的に配慮し、色彩は背景から浮きたたないように低彩度色を基調に、殺風景とならない配色に努めます。
- ・まちへの入り口、通りが印象に残る美しいまち並みを備えた景観形成に努めます。



5. 景観形成重点地区

豊かな自然や地域固有の文化的景観など、串間らしい景観を有する地区等において、住民の主体的な活動が期待でき、市全体への波及効果が高いと思われる地区を先導的な役割を担う「景観形成重点地区」として定めます。

重点地区では、住民、事業者、市による協働体制を整え、よりきめ細かな景観形成基準を定めます。

■景観形成重点地区

本計画では旧吉松家住宅周辺地区を重点地区と定め、今後、商店街の景観形成ルールを策定し、大正ロマンのまちづくり形成に取り組みます。



6. 景観形成上必要なその他の事項

(1) 景観重要建造物

地域のシンボルとして、多くの人々に親しまれている建造物は、地域の景観づくりに大きな役割を果たしています。景観法に基づいて景観重要建造物の指定を行っていきます。

(2) 景観重要樹木

建造物と同様に地域のシンボルとして、多くの人々に親しまれている樹木は、地域の景観づくりに大きな役割を果たしています。景観法に基づいて景観重要樹木の指定を行っていきます。

(3) 景観重要公共施設

道路、河川、都市公園等のうち、景観資源として景観形成の取り組みを周辺と一体的に行うことが望ましいものについて、地域の景観形成上重要な公共施設として管理者等との同意を得て、景観重要公共施設に指定します。道路については、国道、県道、市道の一部を指定します。

(4) 屋外広告物

屋外広告物は、良好な景観の形成へ与える影響が非常に大きなものです。

本市では、宮崎県屋外広告物条例により、必要な規制誘導が図られています。景観計画では、この基準を引き継ぎ、良好な沿道景観づくりを推進します。

(5) 景観農業振興地域整備計画

耕作放棄地の解消や景観と調和のとれた農業生産基盤施設の整備、地域の歴史文化を形成する土地改良施設の保全などについては、農業施策とも連携を図り、総合的に取り組んでいく必要があります。

(6) 自然公園法

今後、特別地域等において地域特有の景観形成を図る場合、自然公園法に基づく規制基準の範囲では、景観の保全等が困難と判断される時は、自然公園法の許可が必要な一定の行為について、関連機関と協議を行い上乗せの許可基準等を定めていくことも必要と考えられます。

7. 景観形成に向けた各種制度について

(1) 景観整備機構制度の活用

景観整備機構制度は、民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備を推進するため、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人又はNPO法人を良好な景観形成を担う主体として位置付ける制度です。

本市では、本制度に基づく景観整備機構の指定により、民間活力を活用した積極的な景観の形成に努めます。

(2) 景観協議会の設置

景観協議会は、景観計画区域における良好な景観の形成を図る上で、必要な協議を行うため、市をはじめ、景観重要公共施設の管理者及び景観整備機構により組織できるものです。

協議会には、必要に応じて関係行政機関や観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業、電気通信事業、公益事業を営む者、住民そのほか良好な景観形成を促進するための活動を行う者を加えることができます。

本市では、さまざまな立場の関係者が、共通の場を設けて利害の異なる課題について協議・調整を行うことが可能な景観協議会の設置に努めます。

(3) 景観協定制度の活用

景観協定制度は、地域のより良い景観の維持・増進を図るために、住民自らが必要なルールを定め、土地所有者等の全員の合意により結ぶものです。

景観協定では、建築物、工作物、樹林地、草地、緑化、屋外広告物、農用地等の景観を構成する多種多様な要素について一体として定めることができます。また、より良い景観の形成のために、法で直接規制することができない建築物や工作物の用途についても定めることができます。

本市では、景観協定制度の活用を推進し、支援を検討していきます。



串間市景観計画

[景観計画に関するお問い合わせ]

串間市 東九州道・中心市街地対策課

住 所：〒888-8555

宮崎県串間市大字西方5550

電 話：0987-72-1111

FAX：0987-72-6727

策定年月：令和元年10月